

穂高広域施設組合し尿処理場管理規則

穂高広域施設組合規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、穂高広域施設組合管理条例(平成4年穂高広域施設組合条例第1号。以下「管理条例」という。)第21条の規定によりし尿処理場(以下「処理場」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「組織市町村」とは、安曇野市、池田町、松川村、生坂村及び筑北村をいう。

(処理する廃棄物)

第3条 この処理場で処理できる一般廃棄物は、し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥及び林業集落排水施設汚泥(以下「し尿等」という。)とする。

(使用時間及び休業日)

第4条 処理場の使用時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時までとする。ただし、管理者が特別の事由があると認めたものはこの限りではない。

2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日は休業とする。

(使用の申請及び許可)

第5条 管理条例第5条の規定により処理場を使用しようとする者は、し尿処理場使用許可申請書(様式第1号)を管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請書を受理したときは、処理場の能力を考慮し、適当と認められる者に対して許可をすることができる。この場合、使用期日を定めてし尿処理場使用許可証(様式第2号)を交付するものとする。

(許可事項の変更等)

第6条 前条に基づく許可を受けた者が、次の各号に規定する許可事項の変更等をするときは、し尿処理場使用変更許可申請書(様式第3号)を速やかに管理者に提出しなければならない。

- (1) 名称及び代表者等の変更
- (2) 使用車両の変更
- (3) 使用車両の取消
- (4) 使用車両の追加
- (5) 臨時的使用車両の申請

2 管理者は、前項に規定する申請書を受理したときは、内容を精査し、適当であると認めた場合、許可をすることができる。この場合、し尿処理場使用変更許可証(様式第4号)

を交付するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定による申請の場合は、許可証の交付を省略することができる。

(投入券)

第7条 投入券(任意様式)の作成、規格並びに記載事項等について、次のとおり定める。

- (1) 投入券は、第5条第2項の規定に基づく許可を受けた者(以下「使用者」という。)が作成するものとする。
- (2) 投入券の規格は、1辺の長さが、10センチメートル以上15センチメートル以内の任意の用紙とする。ただし、縦横は問わない。
- (3) 投入券の記載事項等については、次のとおりとする。ただし、縦横及び順番は任意とする。

ア 宛先は、穂高広域施設組合管理者とする。

イ 収集年月日

ウ 収集した市町村名又は収集場所が安曇野市内にあっては地区名

エ 収集委託者の氏名

オ 収集したし尿等の種別

カ 収集量

キ 使用者の事業者名及び住所

(投入方法)

第8条 し尿等の投入量の測定(以下「測定量」という。)は、処理場の計量器によって行う。

- 2 使用者は、し尿等の投入に先立ち、投入券を職員に提出しなければならない。
- 3 投入券の提出を受けた職員は、投入券の記載事項及び測定量を確認し、適当であると認めるときは、職員立会いのもとし尿等を投入させることができるものとする。

(遠近格差の是正)

第9条 管理条例第6条第4項に規定する処理場への搬入距離に係る遠近の格差の是正措置は、使用者のうち、次に掲げる組織市町村内において、収集運搬を行った者のみを対象とする。

(1) 安曇野市(豊科地区、堀金地区及び三郷地区に限る。)

(2) 北安曇郡 池田町、松川村

(3) 東筑摩郡 生坂村、筑北村

- 2 前項の是正措置の対象となる者の手数料は、管理条例第6条の規定に基づき算定した額から別表に基づき算定した額を控除した額とする。

(手数料の徴収方法)

第10条 管理者は、管理条例第6条及び前条第2項に規定する手数料について、使用者に対して書面により通知するものとし、使用者は、通知に記載された手数料を期限までに

納入しなければならない。

(処理場の使用の停止)

第 11 条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、処理場の使用を停止することができる。この場合において、使用者に生じた損害に対しては、管理者は、その責を一切負わない。

- (1) 処理場の秩序をみだすおそれがあると認められるとき。
- (2) 組織市町村の条例及び規則に違反したとき。
- (3) 使用目的以外に使用したとき。
- (4) 使用する権利を譲渡し、若しくは転貸したとき。
- (5) 虚偽の申請又はその他不正な行為があると認められるとき。
- (6) その他、管理者が不適切と認めたとき。

(管理者の通知義務)

第 12 条 管理者は、管理条例第 7 条及び前条の規定により、使用を制限又は停止された使用者が一般廃棄物の収集、運搬及び処理を業とする者であった場合は、当該許可を与えた組織市町村の長に対して、処理場の使用を停止した理由を付して、書面により通知しなければならない。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、処理場の管理運営に必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の規則によってなされた処理場使用許可の事務については、使用許可の期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

別表 (第 6 条関係)

市 町 村 名 等		遠 距 離 是 正 額	備 考
安曇野市	豊科地区	総投入量 (ℓ) / 1800 × 25 円	
	堀金地区	総投入量 (ℓ) / 1800 × 25 円	
	三郷地区	総投入量 (ℓ) / 1800 × 30 円	
北安曇郡	池田町	総投入量 (ℓ) / 1800 × 30 円	
	松川村	総投入量 (ℓ) / 1800 × 35 円	
東筑摩郡	生坂村	総投入量 (ℓ) / 1800 × 35 円	
	筑北村	総投入量 (ℓ) / 1800 × 35 円	

様式第1号（第5条関係）

し尿処理場使用許可申請書

年 月 日

（宛先）

穂高広域施設組合 管理者

住所又は所在地

法人名又は名称

代 表 者 名

電 話 番 号

印

し尿処理場を使用したいので、次のとおり申請します。

使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
収集する市町村		
使用車両	自動車登録番号（最大積載量(kg)）	自動車登録番号（最大積載量(kg)）
	(kg)	(kg)

添付書類： 収集する組織市町村の許可証（写）、自動車検査証の写、その他必要な書類

し尿処理場使用許可証

住所又は所在地
 法人名又は名称
 代 表 者 名

年 月 日付けで提出されたし尿処理場の使用許可申請について、穂高広域施設組合し尿処理場管理規則第5条第2項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

穂高広域施設組合
 管理者

印

		許可番号	
使用期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
使用車両			
許可の条件	1 許可を受けている組織市町村の廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則及びその他関係法令に反する行為をしないこと。 2 穂高広域施設組合管理条例又はし尿処理場管理規則の規定に反する行為をしないこと。 3 し尿処理場の敷地内における安全、衛生、管理及び運営に関し、施設職員の指示に従うこと。 4 上記の条件に違反した場合、施設使用を制限又は停止します。		

様式第3号（第6条関係）

し尿処理場使用変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

穂高広域施設組合 管理者

住所又は所在地

法人名又は名称

代表者名

電話番号

㊟

年 月 日付けで許可された処理場の使用について、申請事項に変更が生じたので、次のとおり申請します。

		処理場使用許可番号
申請区分	変更 ・ 追加 ・ 臨時 ・ 取消	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
申請事項	申請前	
	申請後	
申請理由		

添付書類：変更等を証する書類

し尿処理場使用変更許可証

住所又は所在地
法人名又は名称
代表者名

年 月 日付けで提出された、処理場等の使用変更許可について、穂高広域施設組合し尿処理場管理規則第6条第2項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

穂高広域施設組合
管理者

印

処理場使用許可番号	
許可の区分	
許可の状況	